

写真撮影等要領

(制定) 令和4年6月21日 4環地総第123号

(目的)

第1条 この要領は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第8条の14及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第5条の12第1項第3号ただし書の規定に基づき検証業務における実地調査を行う場合における、調査内容の指示が適切に行われていることを確認するための記録方法について規定し、検証の質を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、規則第5条の12第1項第3号に規定する優良事業所基準への適合の検証における実地調査に際し、調査内容の指示を行うための打合せ（以下「打合せ」という。）に係る写真の撮影及び整理等に適用する。

(写真の撮影対象)

第3条 前条に規定する写真の撮影は、検証主任者が、検証業務の実地調査に立ち会う検証担当者（規則第5条の12第1項第3号に規定する講習会修了者）と実施する打合せを対象とする。なお、この打合せは情報通信技術を用いた方法等を用いて行うことができる。

(写真の仕様等)

第4条 写真は原則としてカラーのデジタル写真とする。なお、撮影した写真の改ざんを行ってはならない。

(写真の撮影方法)

第5条 撮影に当たっては、打合せに参加する検証主任者及び検証担当者の容貌が判別可能な撮影条件を確保したうえ、両者を一枚の写真に収めること。なお、情報通信技術を用いた方法で打合せを行う場合、打合せに使用するソフトウェアの機能を用いた撮影を認めることとする。

(写真の整理等)

第6条 写真の整理等の方法は、次によるものとする。

- (1) 撮影した写真について、実地調査の対象事業所の名称及び所在地、検証機関の名称及び登録区分、撮影年月日、検証主任者の氏名の記録とともに保存すること。
- (2) 前号に規定する写真及び記録は、規則第5条の14第2項第4号に規定する資料に該当することから、同条第3項に規定する方法により保存すること。

(東京都への写真等の提示)

第7条 東京都から本要領の規定に従い撮影した写真等の提示を求められた場合、検証機関は前条に規定する写真及び記録を東京都に提示すること。

附 則

この要領は、令和4年6月21日から施行する。